

議員のうちから選出する監査委員を選出しない  
ことに関する提言書

令和4年10月11日

塩 尻 市 議 会

塩尻市長 百 瀬 敬 様

塩尻市議会では、令和3年5月臨時会において「塩尻市議会委員会条例」の一部改正により、常任委員会の再構築を行い、「予算に関する事項」と「決算に関する事項」を所管とする「予算決算常任委員会」を設置しました。

「予算決算常任委員会」は、委員定数を18人とし、議員全員により、その所管を審査することとしています。そのことにより執行機関をチェックする役割が今まで以上に果たしているものと考えております。

また、監査委員は独任制の監査機関ではありますが、監査委員が監査の結果に関する報告又は監査の結果に基づく意見を決定するとき等は、その合議によるものとされていることから、決算議会である9月定例会では、「地方自治法」の規定に基づいて「塩尻市監査委員」名により「塩尻市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書」、「塩尻市水道事業会計決算審査意見書」、「塩尻市下水道事業会計決算審査意見書」、「塩尻市農業集落排水事業会計決算審査意見書」が毎年提出されているほか「塩尻市健全化判断比率審査意見書」、「塩尻市資金不足比率審査意見書」についても「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づいて提出がされている状況であります。

このような状況において、議員のうちから選出された監査委員は、予算決算常任委員会の審査において、議員であるがゆえに決算に係わる決議権は当然に有していますが、執行機関として活動し、審査意

見書の策定の合議に係わった立場において、その質疑に係わらないこととしています。

また、平成29年6月9日に公布された「地方自治法等の一部を改正する法律」により、議員のうちから選出する監査委員の選任の義務付けが緩和され、議員選出監査委員の選任については、「各自治体の判断により選択できるようにした」という地方自治法改正の趣旨を踏まえ、監査制度と議会との関係性等について本市議会において慎重に議論を重ねてまいりました。

その結果、本市議会では、令和5年の改選期から議員のうちから監査委員を選出しないことといたしました。

議員のうちから選出する監査委員を選出しないこととするためには、「塩尻市監査委員条例」の改正が必要となることから、当該条例の改正にあたっては、行政側において、監査委員の定数を維持し、議会のうちから選出する監査委員の代わりは専門性の高い者、識見を有する者などとし、さらなる監査委員の充実を考慮して改正されることを望むものです。

令和4年10月11日

塩尻市議会議長 牧野直樹